

# 千代田区議会政務活動費交付額等審査会

平成 28 年 5 月 12 日 (木)  
午前 10 時 30 分～  
8 階第 1 委員会室

1 開会 [進行：会長]

## 2 議題

(1) 政務活動費について 区議会事務局次長

- ・ 説明
- ・ 質疑応答

(2) 平成 28 年 3 月 11 日判決「政務調査研究費返還請求事件」の概要について 区議会事務局次長

- ・ 説明
- ・ 質疑応答

(3) その他

## 3 閉会

### [ 配 付 資 料 ]

- ・ 資料 1 「政務活動費」・「政務調査費」制度の沿革
- ・ 資料 2 用途内容・変更経過
- ・ 資料 3 判決関連記事

## 「政務活動費」・「政務調査費」制度の沿革

### (1) 平成12年「地方自治法」改正以前

#### ○昭和22年「地方自治法」制定当時

地方議会の議員に対して報酬及び費用弁償支給規定あり。その他独自条例によって調査研究費、通信費など支給が可能であった。

#### ○昭和31年「地方自治法」改正

地方議会の議員に対して報酬及び費用弁償のほか、期末手当の支給が可能となる一方で、その他いかなる名目でも法律に基づかない金銭の支給は不可となった。

### (2) 平成12年「地方自治法」改正

#### ○地方自治法第100条第13・14項に「政務調査費」の交付に関わる規定

国会趣旨説明：「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、(中略)」重要

#### ○「政務調査費」の交付に関しては条例の制定が必要となった。

【使途基準(参考例)】→規程・規則

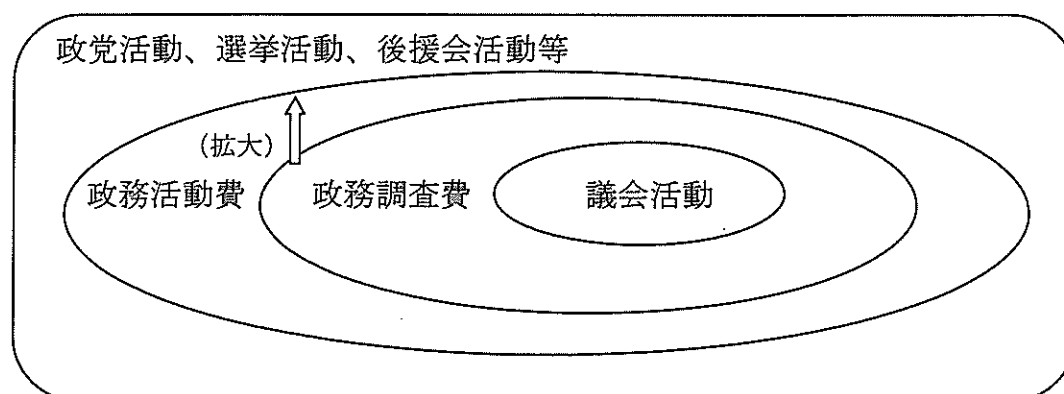
調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務費、事務所費、人件費など

### (3) 平成24年「地方自治法」改正

○当初の「政務調査費」は使途が調査研究に限られていたが、この改正により、どのような使途の支出を「政務活動費」として認めるかは各自治体によって決定されるようになった。

○政務活動費を充てることが出来る経費の範囲について、条例で定めなければならないこととなった。

参考：「政務活動費」と「政務調査費」の相違イメージ



(出典「調査と情報第608号」「新・地方自治ニュース 2012 No17」)

区 分	使 途 内 容				
	平成 13 年 4 月 ～平成 14 年 3 月	平成 14 年 4 月～適用	平成 14 年 8 月～適用	平成 22 年 5 月～適用	平成 25 年 3 月～適用
人件費	会派の事務員やアルバイト等に支払う人的経費	アルバイト事務員や一時的単純事務等に支払う人的経費	調査研究を補佐又は補助するための人的経費	同左	<p>政務活動を補佐し、又は補助するための人的経費</p> <p>[使途禁止事項:家族又は日常的な事務員の雇用]</p>
会議費	会派の会議や外部との会議に必要な経費や会費。会場費は実費だが、飲食等の経費は一人5千円を目途とする。また、例外についてはその事情を付記しておく	内部の会議及び外部との折衝や会議に必要な経費・会費。ただし、飲食費については一人5,000円を上限とし超過分は個人負担とする。また、例外についてはその事情を付記しておく	調査研究のための外部折衝に必要な経費・会費。飲食費は、一人5,000円以内とする。	同左	<p>政務活動のために必要な外部折衝に係る経費又は会費（このうち飲食費は、正当な理由があると認められる場合を除き、1人5,000円以内とする。）</p> <p>[使途禁止事項：政党のパーティー又は飲食を主目的とした会議]</p>
<p>調査研究費</p> <p>↓</p> <p>調査研究・研修費</p> <p>↓</p> <p>視察・研修費</p>	会派又は会派の一員として調査活動を行うための経費。協力者への謝礼や視察に関する経費	調査研究、研修や情報収集を行うための経費。協力者への謝礼や視察に関する経費、講師への謝礼等に関するもの。	視察及び研修会、報告会に係る経費（講師又は協力者への謝礼を含む）	同左	<p>視察、研修会又は報告会に係る経費（講師又は協力者への謝礼を含む。）</p> <p>[使途禁止事項：所属政党の研修会又は大会]</p>

区 分	使 途 内 容				
	平成 13 年 4 月 ～平成 14 年 3 月	平成 14 年 4 月～適用	平成 14 年 8 月～適用	平成 22 年 5 月～適用	平成 25 年 3 月～適用
通信費	会派備え付けの電話、ファクシミリ、インターネット、携帯電話料金、国際電話料金、切手等郵便物の発送、民間会社等を活用した物品の搬送に関する経費	会派備え付けの電話、ファクシミリ、インターネット、携帯電話料金、国際電話料金、切手等郵便物の発送、民間会社等を活用した物品の搬送に関する経費。 ただし、自宅で2回線保有している電話の場合は、議員活動に使用した議長に届出ている1回線	①会派 →電話・ファクシミリ・インターネットに係る料金、携帯電話料金、切手葉書等の郵便料金、宅急便等の発送に係る料金 ②自宅 →電話を2回線保有している場合で、議員活動に使用し、議長に届出ている1回線に係る料金、インターネットのプロバイダー及び通信に係る料金	同左	1 会派に関するもの 固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、郵便、宅配便等に係る経費 2 議員に関するもの 2回線以上保有する固定電話のうち、議員活動専用を使用する旨を議長に届け出ている1回線に係る経費及びインターネットに係る経費
交通費	タクシー代、バス代、電車代、飛行機代等、会派の用務のための交通実費に関する経費	タクシー代、バス代、JR料金、地下鉄代、航空運賃等移動のための経費	鉄道運賃（JR・私鉄・地下鉄）、バス代、タクシー料金、航空運賃等の移動のための経費	同左	タクシー料金、バス運賃、鉄道運賃、航空運賃等の移動に係る経費 [使途禁止事項：自家用車のガソリン代、有料道路利用料又は駐車料金]
印刷費	会派又は会派の一員として発行する議会報告や、コピー等の印刷に関する経費	議会報告やコピー等の日常的な会派活動に関する印刷経費	議会報告、チラシ、コピーなどの印刷に係る経費	同左	政務活動報告書その他政務活動に必要な資料の複写又は印刷に係る経費

区 分	使 途 内 容				
	平成 13 年 4 月 ～平成 14 年 3 月	平成 14 年 4 月～適用	平成 14 年 8 月～適用	平成 22 年 5 月～適用	平成 25 年 3 月～適用
消耗品費	鉛筆や紙等、使用すること になくなる物品に関する経費	鉛筆、紙やパソコンインク等、 使用することなくなる物品に 関する経費	文房具、コピー用紙、パソコン インク、ファクシミリトナー、フ ロッピーディスクなどの消耗す る物品に係る経費	同左	文房具、コピー用紙、インク、 トナー、電磁的記録媒体（電子 的方式、磁気的方式その他の 知覚によっては認識すること ができない方式で作られた記 録媒体をいう。以下同じ。）等 の消耗する物品に係る経費
備品購入費 ↓ 備品費		会派で必要とするパソコンや 事務機器等の購入経費	パソコン、プリンター、ファク シミリ、カメラ、事務機器など 1 物品が 30,000 円以上の物品に係 る経費	パソコン、プリンター、フ ァクシミリ、カメラ、事務機 器など 1 物品が 100,000 円 以上の物品に係る経費	パソコン、プリンター、ファ クシミリ、カメラ、事務機器等 で 1 物品が 100,000 円以上のも の購入に係る経費
資料購入費 ↓ 図書・資料費	新聞代、書籍購入等諸資料 購入に関する経費	新聞や書籍等の資料購入費	新聞・図書・資料、CD-ROM な どに係る経費	同左	新聞、書籍、資料、電磁的記 録媒体等の購入に係る経費 [用途禁止事項：所属政党が 発行する新聞]
レンタル及びリース料 ↓ レンタル・リース費	什器・備品及び自動車の借 り上げに関する経費	什器、備品や自動車などの一時 的な物品等の借り上げ料	備品やレンタカーなどの一時 的などに係る経費	同左	レンタル又はリース契約に より物品を一定期間賃借する ための経費 [用途禁止事項：日常的に使用 する自動車、バイク等]

区 分	使 途 内 容				
	平成 13 年 4 月 ～平成 14 年 3 月	平成 14 年 4 月～適用	平成 14 年 8 月～適用	平成 22 年 5 月～適用	平成 25 年 3 月～適用
課題別経費			会派が個々具体的な課題解決のために支出する経費。ただし、支出にあたっては上記費目及び使途内容等に基づくものとする。	同左	会派が個々具体的な課題解決に向け調査し、又は研究するための経費（この表に規定する費目及び使途内容に基づく経費に限る。）
その他経費 ↓ 他の項目に属さない経費	他の項目に属さず、会派又は会派の一員として支出した経費で内容を明記しておく	他の項目に属さないもの	他の項目に属さない経費	同左	上記以外の経費で政務活動に必要な経費